

あいち AI・ロボティクス連携共同研究会
AI-OCR 共同利用サービス 仕様書

1. 業務名

AI-OCR 共同利用サービス

2. 契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3. 担当所属

(1) 共同利用サービスの窓口

あいち AI・ロボティクス連携共同研究会（以下、研究会という。）

AI-OCR 共同利用・RPA 推進部会（以下、部会という。）事務局

(2) 契約主体（以下、参加団体という）

岡崎市 一宮市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市
犬山市 常滑市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市
高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市
みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町
飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 武豊町 幸田町

4. 目的及び趣旨

労働人口の減少や住民ニーズの多様化に伴い、愛知県内市町村においても限られた職員・予算で、住民サービスを維持・向上する必要がある、そのためには、人工知能(AI)の活用が期待されている。

今回、AI を活用して、各種帳票の記載内容を AI-OCR を用いてデータ化することによって、各参加団体におけるデータ入力作業等に係る業務時間の削減や効率化を行うことを目的とする。

5. スケジュール

(1) スケジュール概要

スケジュールは、以下を基本として、参加団体と個別調整することを想定している。

	内容	方針	担当	期間
1	契約	選定結果に基づき参加団体において個別に契約。	参加団体	2020/4 下旬～ 2020/10 中旬

	内容	方針	担当	期間
2	LGWAN ー ASPの利用 に係る手 続き	LGWAN 管理者である J-LIS に申請 し、承認を得る。利用のため必須 の手続き。	受託者	2020/6～ 2020/10 末
3	AI-OCR の 環境設定・ 動作確認	帳票定義等はこの時期から着手可 能とする。各参加団体に管理者ラ イセンスを発行。	参加団体・ 受託者	2020/10 月上旬～
4	共同利用 の開始	サービス利用開始	受託者	2020/11 中旬～

(2) J-LISへの申請

ア) LGWAN の申請については、受託者にて申請すること。

イ) サービス開始前の LGWAN 環境での検証期間（本稼働前 1 か月）に十分間に合うスケジュールとすること。

(3) その他

本稼働 1 ～ 2 ヶ月前に操作説明会を実施すること。操作説明会の内容については別途（後述 6.（5））に記載の内容とする。

6. サービスの内容

(1) サービスの概要

次の内容を満たす AI-OCR 共同利用サービス（以下、「本サービス」という。）を提供すること。

(2) サービスの内容

受託者は各参加団体が使用するための AI-OCR ツールを次の要件にて提供すること。

ア) 原則 24 時間 365 日利用可能であること。メンテナンスのために停止する場合は 2 週間前までに協議の上停止すること。また、停止時間については、可能な限り業務時間外を設定すること。

イ) 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の観点から、セキュアなネットワーク上の LGWAN-ASP 内で提供されるサービスであること。また、参加団体が他の参加団体の情報にアクセスできないように適切にアクセス制御されたものであること。

なお、処理エンジン自体をインターネットに配置し、LGWAN-ASP にアップロ

ードされたファイルを特定通信で分割転送するような仕組みは認めないため、LGWAN 系統にて完結した仕組みとすること。

ウ) LGWAN へ接続可能な回線敷設および本サービスに接続可能な端末は、参加団体にて準備するものとする。

エ) AI-OCR にて読み取る帳票の電子ファイル化に必要なとなるスキャナについても、端末と同様とする。

オ) AI-OCR ツールは日本語対応のものとする。

カ) 画像データファイルの形式は PDF、JPEG、PNG、TIFF に対応できること。

キ) AI-OCR の判定結果が確認できるよう、読み取った画像データと見比べながら、テキスト化されたデータの修正およびデータの送受信が行えること。ただし、画像データは一時的保管としユーザー側で削除可能なこと。

ク) 参加団体ごとに、システムにおける団体内組織に関する管理者権限及び部署ごとのユーザー権限を付与できること。

ケ) 各ユーザー権限にて帳票定義が作成できること。又は、サービス提供事業者が帳票定義作成を代行登録する事が可能であること。

コ) 平日 8 時間稼働を想定したデータ項目数（パーツ数）は、参加の全団体で、月 500 万項目の変換が可能であること。

サ) 同時利用ユーザー数は団体毎に最低 3 名を確保できること。

シ) 参加団体が自団体の利用項目数の確認をリアルタイムで行えること。

ス) 本サービスの参加団体ごとの利用料金体系が明確であること。

セ) AI-OCR での読取り結果については、アップロードしたファイル単位で CSV ファイル等に出力できること。

ソ) 帳票定義、読取り結果である CSV ファイル等は、システムにおける団体内組織単位で制限され、他組織からは参照できないこと。

タ) 読取り結果である CSV ファイル等の文字コードについては SJIS、UTF-8 を選択できること。

チ) 読取り対象として、手書き、活字、FAX、写真などの各種書類について高い精度で変換ができること。

ツ) 帳票の読取り方向のズレに対する補正機能を有すること。

テ) 乱筆や欠け文字の読取りができること。

ト) 訂正印、二重線、塗りつぶしの読み飛ばしが行えること。

ナ) バーコードの読取りができること。

ニ) クラウド上にアップロードした画像データ及びクラウド上にアップロードされた CSV ファイル等は、OCR 処理後一定の期間をもって自動的にデータ消去する仕組みとすること。なお、一定の期間とは 30 日以上とする。

(3) サービス利用環境

- ア) LGWAN 環境で利用できること。
- イ) 本サービスは次のブラウザで利用できること。
 - ・ Internet Explorer 最新版
 - ・ Microsoft Edge 最新版
- ウ) アップロード画像仕様
以下の仕様で利用できること。
 - ・ 解像度 200dpi 以上

(4) 障害対応

ハード障害等によるサービス停止
時について、速やかに復旧させること。その際、故障前に保存されていた帳票定義を全て復元すること。

(5) 利用者向け操作説明会

- 受託者は参加団体向けの説明会を以下の要件により行うこと。
- ア) 本サービスの概要説明及び操作方法の説明、運用方法、帳票定義のメンテナンス方法等について参加団体全てを対象に説明を行うこと。
操作説明会については、県庁、東三河総合庁舎の2会場にて、午前・午後の各時間帯で実施し、各団体から2名参加できるよう調整すること。
 - イ) 操作説明会の実施時期は協議の上、決定すること。
 - ウ) 操作説明会に参加できない利用者のために、操作方法を説明する教材（動画やパワーポイント等）を電子データで提供すること。

(6) 問い合わせ対応

- 受託者は問い合わせ対応を以下の要件により行うこと。
- ア) 本サービスの操作方法等の技術的な問い合わせ等に対応すること。
 - イ) メールでの問い合わせのほか、電話での対応も可能とすること。
 - ウ) 電話での受付は、土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日9時から17時までの間とし、メールでの受付は、24時間365日とすること。
 - エ) サービス停止を伴う定期メンテナンスを行う際は、2週間前までに参加団体全てに通知すること。

(7) 個別サポート対応

受託者は参加団体の希望に応じて、以下の対応が可能であること。【基本サービ

スの範囲外で、オプションサービスとして別料金での提供を想定】

- ア) 参加団体における帳票定義の作成支援として、サンプル帳票を受領したうえで帳票定義プログラムを作成し、メールにて提供を行うこと。
- イ) 参加団体における現地サポートとして、現地に訪問して、相談会などの個別対応を行うこと。

(8) 情報セキュリティ

- ア) 受託者は情報セキュリティに留意し、情報漏えい等の事故を防止すること。
- イ) 受託者は、ISO/IEC27001 の認定を受けていること。

(9) その他

サービス内容には、最低限満たす必要がある項目を挙げているが、その他独自提案があれば、それらについての提案も可能とする。

7. 契約に係る留意事項

- (1) 延長利用にあたっての利用料金については、市場環境に基づき見直すことも可能とするが、見直す際には部会および各参加団体との協議の場を設けること。

(2) 機密の保持

- ア) 受託者は本サービスの提供に際し、直接または間接に知り得た一切の事項を第三者に開示、漏えいさせてはならない。
- イ) 本業務従事者に対し、義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(3) 個人情報の取扱い、情報セキュリティ対策

受託者は本サービスで知り得た個人情報の保護、情報セキュリティ対策のため、次の事項を遵守しなければならない。

ア) 個人情報の取扱い

受託者は個人情報の保護に関する法律等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

イ) 情報セキュリティ対策

受託者は本サービスに関して知り得た個人情報の漏えいについて、滅失、き損の防止、その他、個人情報の適切な管理のために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(4) 再委託等

受託者は部会の承認なく、本サービスを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

第三者に業務を委託等する場合は、「7. 契約に係る留意事項」内に記載の「機密の保持」「個人情報の取扱い、情報セキュリティ対策」に従い、再委託先にも同様の義務を課すこと。

(5) サービス提供期間

契約期間満了後についても、各参加団体の求めがあれば、少なくとも3年間はサービス提供の継続が可能であること。

(6) 契約仕様書の作成

本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は部会と調整のうえ、契約仕様書を作成することとする。当該契約仕様書は、契約期間および導入までのスケジュールを除き、団体ごとに変更しないこととする。なお、受託者は導入費用と利用料金で2契約となる団体があった場合は、当該契約仕様書と同じ内容であれば、2契約となることを認めること。また、個人情報の取り扱いについては、団体ごとに内容が異なるため、特記事項等について、必要に応じ受託者と各団体とで契約時に調整を行うこと。

(7) SLA（サービス・レベル・アグリーメント）の締結

受託者の提案内容に基づき、受託者は部会と調整のうえ、努力目標型のSLAを作成し、契約時に締結することとする。当該SLAは参加団体と契約締結することとし、団体ごとに変更しないこととする。